

○湯河原町真鶴町衛生組合職員定数条例

昭和52年2月1日
条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、この組合に勤務する職員の定数について定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、11人とする。

(定数外の職員)

第3条 休職者の場合の職員の定数は、前条に規定する職員の定数外とする。

2 前項の休職者が復職した場合において、職員の数が前条に規定する職員の定数をこえるときは、定数に欠員を生ずるまで、その職員を定数外とすることができる。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。